

埼玉県生産性向上設備整備費臨時補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 県は、新たな医療機器の導入によって業務効率化に資する取組を行う医療機関に対し、予算の範囲内において必要な経費を支援することで、業務の生産性を向上させることを目的とする。
- 2 本補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象)

- 第2条 交付対象は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。
- 一 令和8年4月1日時点で、診療報酬制度に基づくベースアップ評価料を届け出ており、埼玉県内に開設する以下の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する医療機関であること。
 - （ア）救命救急センター、周産期母子医療センター、災害拠点病院、特定機能病院又はがん診療連携拠点病院のいずれかに該当する病院
 - （イ）搬送困難事案受入医療機関、小児二次救急輪番医療機関、新生児センター又は埼玉県がん診療指定病院のいずれかに該当する病院
 - （ウ）災害時連携病院又は地域医療支援病院に該当する病院
 - 二 第5条第1項の規定に基づく交付申請日時点で前号に該当する医療機関であり、かつ令和9年3月31日まで前号に定める機能を継続していること。
 - 三 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。

(対象となる事業)

- 第3条 交付対象となる事業は、業務の効率化を図るため、第8条第1項の規定に基づく交付決定日から令和9年3月31日までの間に「埼玉県生産性向上設備整備費補助金実施要綱」に基づき実施する事業であって、その内容が本事業の趣旨に合致しているとして知事が認めたものとする。

(交付額の算定方法)

- 第4条 前条の事業に対する補助金の交付額は、別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、3分の2を乗じて得た額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請等)

第5条 申請者は、申請書兼請求書(様式第1号)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書兼請求書のうち、請求書は第8条の規定に基づく交付決定の通知後に効力を発するものとする。

3 知事は、申請者が正当な理由なく、第1項の申請書兼請求書の補正に応じない場合は、当該書類の効力を失う旨を通知するものとする。

(添付書類)

第6条 規則第4条第2項第1号から第4号の書類の添付は要しないが、申請者において適正に保管し、知事の求めがあった場合には、速やかに提出しなければならない。

2 規則第4条第2項第5号の書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本

二 見積書の写し

三 本補助金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類(預金通帳の写し等)

四 その他、知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 本補助金の交付の決定には、規則第6条第1項に定めるもののほか、次の各号の条件が付されるものとする。

一 本事業により補助を受けた対象医療機関は、業務効率化に取り組み、生産性向上の成果を上げることに努める必要があるため、第10条に規定する実績報告において知事の評価を受けなければならない。その上で、当該評価において、成果が認められなかった場合には、補助金の返還を求める場合がある。ただし、災害の発生等、やむを得ないと認められる場合はその限りではない。

二 申請内容を偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたと認める場合は、補助金の全部の返還を求めることとする。

三 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。

四 本事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助金名及び取得年月日を記入した備品管理用のステッカーを貼るとともに、備品台帳の備考欄に補助事業により取得したことを明記しなければならない。

五 本事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

六 本補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更とは、事業の目的及び主な内容の変更以外の変更であって、補助金の額に変更を生じないものとする。

(交付決定の通知等)

第8条 規則第7条の交付決定通知は交付決定通知書(様式第2号)のとおりとする。

2 知事は、申請者が第2条、第3条、第5条及び第6条の規定により、本補助金の交付の要件を満たしていないものと認められるときは、本補助金を交付しない。

3 前項の規定により、本補助金を交付しないことを決定した場合は、不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第9条 知事は、必要があると認める場合は、予算額の範囲内において概算払をすることができる。

(補助金の実績報告)

第10条 規則第13条の本補助金の交付に係る実績報告は、生産性向上設備整備費補助金事業実績報告書(様式第4号)による実績報告書を、事業完了後15日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 規則第14条の確定通知は、確定通知書(様式第5号)のとおりとする。

(本補助金の支払い)

第12条 本補助金の支払いは、交付決定の通知後、請求に基づき口座振替により行う。

(補助金の返還)

第13条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその金額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分について返還を命ずるものとする。

(状況報告及び是正措置等)

第14条 知事は、本補助金の交付に関して必要な場合は、申請者又は本補助金の交付決定を受けた者に対して事業所等の検査又は報告を求めることができる。

2 知事は、前項の検査又は報告の結果、本補助金の交付に疑義がある場合は、必要な是正措置を求めることができる。

(決定の取消し等)

第15条 知事は、交付決定を受けた者が、交付決定後に交付対象でない事実や不法又は不正な行為を行ったことが明らかになった場合は、交付決定を取り消すことができる。

2 前項の規定は、本補助金の支払後においても適用があるものとする。

3 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前2項の規定による取消しをした場合について準用する。

(本補助金の支払いが完了されない場合の取扱い)

第16条 知事が第8条第1項の規定による交付決定通知書を当該申請者に通知した後、第6条第2項第3号の規定に基づき提出のあった本補助金の振込先口座(指定先口座の変更を届け出ている場合にあっては、当該届出をした振込先口座とする。)に振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、振込先口座への振込みが当該医療機関の廃止に伴う口座停止等の事由により完了できない場合は、辞退の届出があったものとみなし、本補助金を交付しないことができる。

2 前項の規定を適用した場合は、交付決定を取り消すものとする。

(財産の処分の制限)

第17条 規則第19条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第19条第1項第2号に規定する別に定めるものは、取得価格の単価が30万円以上の機械、器具、その他の備品とする。

3 補助事業者は、規則第19条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(会計帳簿等の整備等)

第18条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第19条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	1 施設種別	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
①	<ul style="list-style-type: none"> ・救命救急センター ・周産期母子医療センター ・災害拠点病院 ・特定機能病院 ・がん診療連携拠点病院 のいずれかに該当する病院	1 か所当たり 50,000 千円	業務効率化に資する医療機器等の 購入費 (消費税及び地方消費税を除く)	3分の2	1品につき 100千円
②	①の病院以外で、 <ul style="list-style-type: none"> ・搬送困難事案受入医療機関 ・小児二次救急輪番医療機関 ・新生児センター ・埼玉県がん診療指定病院 のいずれかに該当する病院	1 か所当たり 30,000 千円			
③	①及び②の病院以外で、 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時連携病院 ・地域医療支援病院 のいずれかに該当する病院	1 か所当たり 20,000 千円			

(注) 施設種別は、「第8次埼玉県地域保健医療計画」に定めるものとする。